

避難行動要支援者名簿の登録制度について

東日本大震災の教訓を今後に生かし、災害対策の強化を図るため、平成25年6月に災害対策基本法が改正され、市町村に避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられるなど、円滑かつ安全な避難を確保するための措置の拡充等がなされました。このことを受け市では、避難行動要支援者名簿の登録制度を開始します。

○避難行動要支援者名簿の登録制度とは？

災害時における避難行動要支援者【下記1】への支援に役立てるため、避難行動要支援者名簿を作成しています。名簿に登録した人のうち、同意を得られた人については、避難支援等関係者【下記2】へ名簿情報【下記3】を提供し、避難支援や安否確認等に役立てるとともに、平常時の地域の見守りや日常的な支えあい活動につなげていきます。

1. 避難行動要支援者名簿への登録対象者

- ① 要介護認定3～5を受けている人
- ② 身体障害者手帳1. 2級(総合等級)の第1種を所持する人（心臓、じん臓機能障害のみで該当する者は除く）
- ③ 療育手帳Aを所持する人
- ④ 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する人
- ⑤ 障害福祉サービスの介護給付等を受けている難病患者
- ⑥ 75歳以上の高齢者のみの世帯の人
- ⑦ その他災害時の支援が必要と認められる(自ら名簿の登録を希望する人など)
⇒ 従来の災害時要援護者支援制度による『手上げ方式』の人などが該当
例) 家族と同居しているが、昼間は1人になる高齢者の人などで、自ら避難することが困難な人

2. 避難支援等関係者

赤磐警察署、赤磐市内の消防(団)、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、地区・町内会、その他市長が必要と認める避難支援等の実施に携わる関係者

3. 避難支援等関係者へ提供する名簿情報

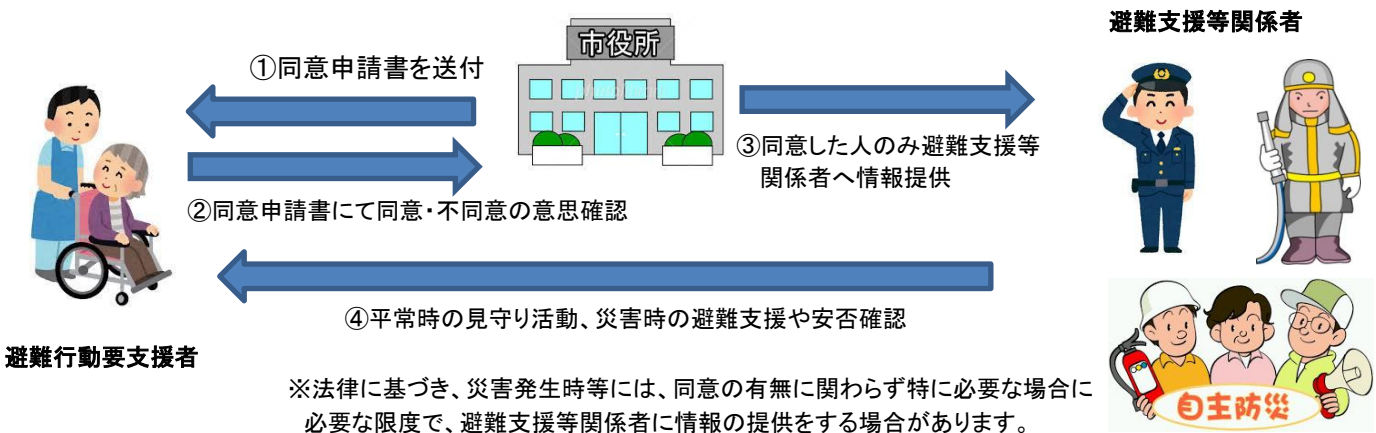
- 氏名 ● 生年月日 ● 性別 ● 住所又は居所 ● 電話番号その他の連絡先 ● 避難支援などを必要とする理由

4. 避難行動要支援者への同意・不同意の確認方法

【上記1】に該当する災害時等に避難支援が必要と考えられる人を市が抽出し、該当者に対して、避難支援等関係者【上記2】への名簿情報の提供に同意いただけるか否かの申請書を送付しますので、くらし安全課まで提出してください。(従来の災害時要援護者支援制度による登録申請をされている人についても、再度登録申請(同意)書の提出が必要になります。)

※市からの書類が届かない人で、従来の手上げ方式等により自ら名簿の登録を希望する人は、お申し出いただければ、申請書類を送付させていただきます。なお、登録申請(同意)書は市ホームページからも印刷できます。

5. イメージ図



6. 注意事項

同意の意思について、変更の申し出がない限り自動継続としますので、再度の提出は必要ありませんが、申請内容などに変更が生じた場合は、必ず、くらし安全課までご連絡ください。

なお、災害時等における避難支援については、地域の支援者の善意による地域活動として可能な範囲で行っていただくもので、法的な責任や義務を負うものではありません。